

宗教的ファナティズムの非インダ的想定

——ヘーゲル『法の哲学』第五節とミュンスター再洗礼派王国——

一 「宗教的なもの」・「政治的なもの」のファナティズム

ヘーゲルは、『法の哲学 要綱』(一八二〇年。以下、たんに『法の哲学』という。)の導入論においてみずからの自由論を展開するにあたり、〈わたし〉の「純粋な無規定態」(§§)をその出発点とする。この段階の「自由」を、ヘーゲルは「否定的な自由」、「悟性の自由」と位置づける (§§ Ann.)。その特徴は、「〈わたし〉がどんな規定のうちにもみずからを見いだすとしても、あるいは〈わたし〉がみずからのうちにどんな規定を設定していたとして

も、その規定を捨象することができるという絶対的な可能性、すなわち、いかなる内容もなにか制限であるとしてこの内容から逃避すること」(ebd.)にある。

こうした「純粋な無規定態」の「自由」が「現実的な形態にまで、また情熱にまで高められるが、厳密にいうとたんに理論的(theoretisch)でしかないとき」、この「自由」は、「宗教的なもの」においては(in Religion)「インダ的な純粹観想(Beschauung)」というファナティズムになるとされる(ebd.)。こうした「純粋な無規定態」の「自由」は、「空虚の自由」だともいわれている。ただし、このさい、これらが「理論的」な問題だとさ

神山伸弘

れていることには、とくに注意しておきたい。

つづいて、この「自由」が、「現実へと向かうとき」――つまり「理論的」なものとは真逆のベクトルで実践的、ということであるが――、「政治的なものにおいても宗教的なものにおいても (im Politischen wie im Religiösen)」、いっさいの既存の社会的秩序を粉砕するファナティズムになる」とヘーゲルは断ざる (ibid.)。「いっさいの既存の社会的秩序を粉砕する」とは、「秩序派の嫌疑のある個人たちをかたづけ、ふたたび台頭しようとするどんな組織をも根絶する」(ibid.)とされているように、『精神の現象学』でいえば、いわゆる「教養」章の「絶対的自由と戦慄」の議論を想起させるもので、藤野・赤沢訳註の指摘通り、「フランス革命のいろいろな思想と行動がヘーゲルの念頭にあった」(一九五頁)といえるであろう。³⁾じっさい、ガンス編集になる「補遺」では、第五節のところで「フランス革命の恐怖時代」についての言及がある。⁴⁾

しかし、このさい、「政治的なもの」において「社会的秩序を粉砕すること」が「フランス革命の恐怖時代」だと想定できるとしても、ヘーゲルが同時に明言する「宗教的なもの」については、同じ「註解」においても「補遺」においても、なんらかの具体例が与えられているわけでもない。こうしたことの延長線上で考えると、問題とする「宗教的なもの」は、先にヘーゲル自身が明言した「インド的な純粹観想というファナティズム」を念頭に置き

ながら理解するしかないのではないか。このように、「政治的なもの」は「フランス革命の恐怖時代」、「宗教的なもの」は「インド的な純粹観想というファナティズム」だとするなら、加藤尚武が指摘するように、「インド人がフランス革命をする」といったイメージをヘーゲルがあえて結ばせるといえなくもないのではなからうか。

ただ、このように考えることには、案外に不都合なところがある。「インド的な純粹観想のファナティズム」が「いっさいの社会的秩序」の「粉砕」を唱え実践するものとして妥当なのかどうか、という点である。先に注意しておいたように、インドについては、あくまで「理論的」な問題としてヘーゲルが引きあいに出したものであって、これは、「現実へと向かう」こととは違った水準のものではないか。しかも、実際のところ、インドの「ファナティズム」は、「社会的秩序」の「粉砕」に向かうどころか、周知のようにそれを正当化し、それを自然的なものとして――カーストとして――固定化するのである。それはそれは、「粉砕」するどころの話ではない。

じっさい、『法の哲学』の「世界史」の議論にかぎってみても、「オリエントの国」においては、「身分の編成は、自然的に固定したカーストになる」(335頁)としており、ここには当然ながらインドも含まれるから、「社会的秩序」は、あくまで「自然的」であるにせよ、「粉砕」されるどころか固定的に維持されていると

ヘーゲルは理解しているはずである。むしろ、インドの場合、「宗教的なもの」は、「社会的秩序」を形成するものとしてすら理解されているのである。このことは、のちの「世界史の哲学講義」においてきわめて明白になるが、『法の哲学』の形成過程に照らしてみても確認することができる。一八一七・一八年にハイデルベルク大学でおこなった「自然法と国家学講義」において、ヘーゲルは、次のように言明する。「インドでは、身分が多岐に分かれ、君主が祭司長と別になることがしばしばである。世界の成立に關する表象では、それがカーストの区別を神的なものとして登場させている。」⁵⁾

このように、「純粋な無規定態」の「自由」が実践的な意味で、「政治的なもの」においても宗教的なものにおいても、いつさいの既存の社会的秩序を粉碎するファナティズムになる」とヘーゲルが断ずるさい、「政治」はフランス、「宗教」はインドの事例が想定されていたとしてよいのかどうか、本論は、このことを問うものである。

二 第五節補遺の構成

一般に流布している『法の哲学』では、節によつてはガンス編集の「補遺 (Zusatz)」が付されており、我々が問題とする第五節に対しても幸いにしてこれがある。しかし、ヘーゲルが念頭に

おいた——「理論的」とは違った水準の——実践的な意味での「宗教的なもの」がこの「補遺」を読むことでより具体的に理解できるようになるかといえ、すでに指摘したように、それはまったく無理といわざるをえない。そこで指摘される「宗教的なもの」は、「インド人」が信奉する「ブラフマン (Brahman)」のみだからである。

周知のように、ガンス編集の「補遺」は、ヘーゲルの「法の哲学講義」に関するホトーの一八二二・二三年講義ノートやグリースハイムの一八二四・二五年講義ノートを継ぎ接ぎして作り上げたものである。もともと、問題とする第五節の補遺は、第一文のみがホトーに依拠していて、それ以降はグリースハイムからの抜粋と再構成からなっている。今日では——といつてもすでに久しいが——くだんのホトー・ノートやグリースハイム・ノートを容易に参看することができるから、直接それに依拠してヘーゲルの真意をつかむことが我々にもできるかもしれない。

ホトー・ノートの第五節^②は、イルティンゲの概括によると、「一：意志の三つのモメント」、「二：純粋な無規定態」、「三：絶対的な抽象」、「四：思考」、「五：否定態としての自由」、「六：みづからへの折れ返り (Reflexion)」についての議論からなっている。このうち、ガンスが「補遺」として採用した一文は、「二」の最初の部分である。このノートでは、我々の関心事のうち、「宗教的なもの」が登場せず、「政治的なもの」のみが「五」におい

て言及されている。イルティンゲによると、ここは三段落からなる。その第二段落が「ファンナティズム」に言及している箇所であり、次のとおりである。

「ファンナティズムは、あらゆる現存在のうちに制限を認識するし、自由であるためにこの制限を破壊しようとする。したがって、ファンナティズムは、こうした否定的な形式での自由であり、あらゆるものを破壊することである。こうした自由は、フランス革命の時代であった。フランス革命では、根絶（殲滅）することの大きさにしたがってのみ自由の大きさが測られたのである。」¹³

ホトー・ノートに依拠するかぎり、「フランス革命」という「政治的なもの」のみが話題となつて、「ファンナティズム」は「あらゆるものを破壊する」「自由」として語られている。『法の哲学』で明言されている「宗教的なもの」についてヘーゲルが一八二二・二三年の「法の哲学講義」でどのように扱ったのか——議論自身を省略したのか、それとも言及してもホトーがノートにとれなかったのか——は、ホトー・ノートからは窺う由もない。

もう一方のグリースハイム・ノートの第五節は、イルティンゲの概括によると、「一・純粹な無規定態」、「二・否定的な自由」、「三・否定的な自由の歴史的な諸形態」、「意志の特殊態への移行」

についての議論からなっている。ガンスは、「一」〜「三」のそれぞれから抜粋し文章を調整して「補遺」としている。このうち、「三」が「ファンナティズム」に言及している箇所である。グリースハイムは、『法の哲学』第五節註解における「空虚の自由」、「インド的な純粹観想というファンナティズム」、「政治的なものにおいても宗教的なものにおいても、いっさいの既存の社会的秩序を粉碎するファンナティズム」、「秩序派の嫌疑のある個人たちをかたづけ、ふたたび台頭しようとするどんな組織をも根絶する」といった一連のテキストを書写したのち、次に掲げるように講義を写し取る。若干長いが、ガンスの編集した「補遺」との差異をつかむために、イルティンゲが判断したその「補遺」部分を【隅付括弧】で括りながら示しておく。また、「補遺」に採録されなかった部分を教科書体で示し、本論でとくに注目したい部分を太字体で示しておく。なお、傍点は、原文でイタリック（ノートでは下線）の部分であり、圏点は、ヘーゲルの註解が書き写されている部分である。

【インド人のところで最高のものだとみなされているものは、みずからとの単純な同一態を知ることだけで不動となることであり、みずからの内面態がもつこうした空虚な普遍態、こうした空虚な空間で不動となることであり、生命がもついかなる活動態も断念することであり、いかなる目的もいかなる表象も断

念することであつて、純粹な直観のうちに色のない光のようにしてとどまることなのである。】純粹な直観は純粹な思考であり、なん年もこれを維持することが、インド人のところでは、最高の立場なのである。【これは、ブラーム (Brahm)、ブラトマ (Brahm) であつて、單純態のかたちをした神であるが、次いで、人間は、こうした空虚な自己意識のかたちでみずからのブラームそのものである。この点で、有限な人間とブラームには区別がない。すべての区別は、この普遍態のなかで消失してしまつてゐる。】このようであり方で現実存在することは、一面でとつてもない強さであるが、純粹な意識は、意識の一面でしかなく、ここでは対象を欠いており、私そのものだけが対象であり、このため対象は区別をもたない。だから、意識は、対象を欠いた意識である。【つぎに、具体的な現象は、政治的にもあれば宗教的でもある生活における (im politischen wie religiösen Leben) 活動的なファナティズムである。】この否定的な意志は、なにものかを破壊することによつてのみみずからの現存在の感情をもち、もちろん、なんらかの肯定的な状態。たとえば普遍的な平等の状態やら普遍的な宗教的な生活の状態やらを意志しようと思いついてゐる。しかし、否定的な意志は、実際には、その状態の肯定的な現実態を意志することがない。というのも、肯定的な現実態は、仕組みであつても個人であつても、ただちになんらかの秩序、なんらかの特殊化を導き出す

ものなのだが、この特殊化や客観的な規定こそは、そうした否定的な自由が根絶するものであつて、否定的な自由の自己意識は、この根絶に由来するのである。したがつて、否定的な自由が意志しようと思つたものは、それだけで独立してみれば、抽象的な表象でしかありえないし、否定的な自由がする現実化は、破壊という狂乱でしかないのである。このことは、歴史が示している。普遍的な平等という普遍的な宗教的な生活が成就すべきなのだが、この目的がファナティックであるため、この目的は、存立するあらゆる秩序を廃棄することと結びついてゐる。たとえば、宗教改革に依つてミュンスター¹⁵⁾で起こつた騒擾とか、自由と平等を目的としたフランス革命とかは、あらゆる区別を廃棄することだつた。所有や占有などとの関係では、人格の平等というものがある。【しかし、この関係では (hier)、才能や権威といったあらゆる区別は、廃棄されるべきものであつた。】ファナティズムは、なんらかの普遍的なものを意志し、ただ普遍態の形式のうちにあるということの特徴づけられる。【ファナティズムは、抽象的なものを意志するのであつて、区別が頭角を現す分節化を意志することがない。ファナティズムは、こうした分節化をみずからの無規定態 (Unbestimmtheit) に反すると思ひ、これを廃棄する。】普遍的なものは、あらゆる特殊なものに反対する否定的なものである。革命の現象をとらえて理解するには、無規定態 (Dieses) が革命 (Revolution)

の主要な側面だということである。【革命 (Sie) は、震えであり、おののきであって、いかなる特殊なものとも相容れないものである。革命 (Sie) は、自由と平等といった【抽象的なものだけを意志するもので、】このことが、革命によるさまざまな変転のなかで、とくに革命の第一期において示されたのである。国民議会が選挙されたが、これが主要権力となってしまい、これと結びついて、都市が当局者を任命し、武装した威力である国民軍を選任したのだが、同時に、こうしたそれぞれの勢力は、見かけとして、ふたたびなにか固定したものを形成しようとするみたいだし、あるいはそのようにすることができるといったので、対立することになってしまって、抽象的なものに対して敵対的であるとかみなされてしまった。抽象的なものが、普遍的に思いついたことであったり求められるものであったりしたのである。【人民は、みずからが作り上げたいかなる権威にも先ほどの制度にも、つまり市長にも国民軍にも役所にも、選ばれたことに基づき、指示する権能を授けたが、しかしながら、このことは、平等という抽象的な自己意識に反するものとなったし、この手の制度は、作られるやいなや、ふたたび人民によって破壊されたのである。】これがファンナティズムである。ファンナティズムは、あらゆる特殊なものをみずからに敵対するものとみなし、それ自身みずからの固有の仕事をあきらめるのである。我々は、こうした現象のうちに、意のままである支配

権を抽象的なものが行使するのを見る。しかし、それは、もちこたえることのできないものであり、自滅するものである。」¹⁶

グリースハイム・ノートは、『法の哲学』第五節註解の筋書きを正確になぞっているといつてよいだろう。そこでは、まず「理論的」なファンナティズムについてインドの宗教に言及し、「つぎに、「政治的でもあれば宗教的でもある生活における活動的なファンナティズム」に議論を移す。

ここでとくに刮目に値するのは、註解で述べられた「普遍的な平等の状態やら普遍的で宗教的な生活の状態やら」を実現しようとする歴史的な具体例として、「ミュンスターで起こった騒擾」と「フランス革命」が挙げられていることである。これにしたがうならば、ヘーゲルが『法の哲学』において実践的なレベルでファンナティズムを指弾するさい——つまり「政治的なものにおいても宗教的なものにおいても、いっさいの既存の社会的秩序を粉砕するファンナティズムになる」と指弾するさい——、それはけつしてインドにおける政治や宗教のことではなく、すぐれてヨーロッパ的な政治や宗教をあげつらっている、としなければならぬであろう。

このうち、「政治」については、前掲のグリースハイム・ノートに基づいたガンスの「補遺」によって、それを「フランス革命」と理解するのはいわば常識的なところであろうが、「宗教」につ

いても、ヨーロッパの歴史事例が関わっている——それもキリスト教・カトリックの司教座があるミュンスターが関わっている——とは、『法の哲学』を素直に読むかぎり——すくなくとも日本においては——思いもよらないことではなかったか。しかも、この「宗教」は、「普遍的な平等」を実現しようとするものとしては、当然ながら同時にすぐれて「政治」的でもあったのである。ヘーゲルは、「ミュンスター」を持ち出すことで「政治」と「宗教」をいわば一体のものとして取り扱うことのできる事例を提示しているのである。

三 宗教的ファナティズムとミュンスター再洗礼派王国

もつとも、グリースハイム・ノート第五節においてなされた「ミュンスターで起こった騷擾」への言及は、ただその指摘にとどまるものでしかない。その場で歴史的事例として詳しく紹介された——あるいは記録にとどめられた——のは、圧倒的にフランス革命のものであるから、ひるがえって『法の哲学』第五節註解において「政治的なものにおいても宗教的なものにおいても、いつさいの既存の社会秩序を粉砕するファナティズム」に言及するさいにも、その「宗教的なもの」の役割は低く見積られていたとみられてしまうかもしれない。しかし、おそらく、こうした理解は、当を得ていない。

つとに三浦和男らは、その箇所に対して、第二七〇節註解の参照を求めている。

ここでは、「国家に反対してあくまで宗教の形式にとどまろうとする人びと」(五〇〇頁以下、S. 188)への言及がある。このさい、「宗教の形式」とは、「絶対的なものへの関係」として「感情や表象や信仰の形式」をとることだとされる。この形式を「国家」に通用させると、「存立するもろもろの区別や法律、機構にまで発展した有機組織としての国家が、動揺や不安定、混乱に委ねられてしまう」とする。というのも、そうした主観的な「宗教の形式」にとつては、「客観的にして普遍的なものである法律」が通用せず、「否定的なもの」とみなされるからである。こうした「否定的な態度」が「たんに内的な心情や見解であるにとどまらずに、現実態へと向かい、そこで力を発揮するときは、宗教的なファナティズムが政治的なファナティズムと同様に生じる」とする。そして、この「ファナティズム」は、「いつさいの国家機構と法律的秩序」を、「内的な心情である心の無限態にふさわしくない偏狭な制限として放逐し、私的所有や結婚、市民社会のもろもろの関係を労働などを、愛や、感情の自由を汚すものとして追放する。」

この第二七〇節に対するグリースハイム・ノートでは、「クエーカー派、再洗礼派、ヘルンフート派」を具体的に挙げ、——『法の哲学』のヘーゲル自註では「兵役拒否」などの国家への無

関与のみが言及されるが(五〇七頁以下, S. 421) ―「これらのセクトは、敬虔さをみずからにしまいこんでいる場合には、さしあたりたんに否定的に振る舞うだけのものだが、こうした抽象的な原理は、活動的になることもできて、そうになると、国家の諸制度そのものに対して敵対的になる」としている。そして、ひきつづき、次のようにいう。

「敬虔さは、心胸のうちに実体的なものを設定し、敬虔な心胸をすべての行為の原理として受け取るから、財産の不平等や、ほかの人間に対する法律的な関係をいとも簡単に不正とみなすようなことが起こり、人は硬直した法ではなく心胸にしたがって他者に関わるべきだという要求をする。ようするに、敬虔さは、現実態に対して内面的であることに固執するならば、ファナティクになるのである。このことは、歴史が示しているところである。たとえば、再洗礼派がそうであり、イギリスの狂信者がそうである。このイギリスでは、(地の穏やかな人びと(Stille in Lande))¹⁹⁾が先頭に立った。しかし、クロムウェルはこの人びとを意のままによく操って、現実態ではただちにふたたび世俗の秩序を通用させたのである。」(傍点引用者)

こうした第二七〇節におけるヘーゲルの指摘は、まさしく、第五節における「政治的なものにおいても宗教的なものにおいても、

いっさいの既存の社会的秩序を粉砕するファナティズム」に相当するものである(この点、三浦らによる参照指示は、きわめて適切で、慧眼によるものであった)。ヘーゲルは、ヨーロッパにおける宗教的ファナティズムを排撃すべくここにびたりと照準をあてている。そして、 그리스ハイム・ノート第五節に記された「ミュンスターで起こった騒擾」こそは、この宗教的ファナティズムによるものであり、けっして同じ轍を踏んではならないものとして挙げられていたわけである。また、第二七〇節の 그리스ハイム・ノートに見られるように、ヘーゲルは、宗教においてファナティズムに走る再洗礼派と、政治的なピューリタン革命の担い手たちとが同根であることを見通していた。このことは、ヘーゲルのほかのテキストを解釈するうえでも重要なので、のちに改めて取り上げる。

さて、ヘーゲルが排撃する「ミュンスターで起こった騒擾」とは、ほかならぬ「ミュンスター再洗礼派王国」のことである。これは、「一五三四年二月末に出現し、翌三五年六月の落城まで、帝国諸侯軍の包囲下で存続した」²⁰⁾。倉塚による、この「王国」が行った「変革」についての簡明な紹介を次に示しておく。

「そこでは政治、経済、家族、文化などあらゆる領域にわたって、文字どおり全面的な「変革」が行われた。既存の一切の制度は背神のシステムであるとしてこれを廃棄し、神の預言に基

づいて、政治的にはヤン・マテイアスのカリスマ的支配から発し、ヤン・フォン・ライデンのダヴィデ王朝樹立にいたる。経済的には貨幣も売買もギルドも廃棄され、財産共有制（共同食堂、現物支給、貴金属・生活物資の供出摘発）が強行された。既存の一夫一婦制も解体され、悪名高き一夫多妻制がテロの恐怖のもとに実現された。「霊が肉となった。聖者は罪を犯すこととはない」として、既存の道徳的基準も転倒される。聖書を除く一切の書物文書も焼却され、街路や出生児の名前もアルファベット順に変えられた。²⁰⁾

このように紹介される「ミュンスター再洗礼派王国」こそは、「政治的なものにおいても宗教的なものにおいても、いつさいの既存の社会秩序を粉碎するファナティズム」だとヘーゲルが指摘するものと、まさしく一致するといえるのではないか。これは、ヘーゲルが構想する、家族、市民社会、国家からなる人倫を見事に粉碎するものであろう。

四 ガンスによる「ミュンスター再洗礼派王国」の隠蔽

ヘーゲルは、「法の哲学講義」にかぎらず、「ミュンスター再洗礼派王国」を政治的・宗教的な「ファナティズム」の典型として位置づけていたと思われる。「ミュンスター再洗礼派王国」は、

それを示すだけで学生が得心する格好の「ファナティズム」だったのだ。このことは、ヘーゲルの息子カール・ヘーゲルが編集する「歴史の哲学講義」からも見えてくる。

第一に、宗教改革の影響により「教会の世俗的支配に対する反抗が各地に起こった」として、「ミュンスターでは再洗礼派が司教を追放して、独自の支配権をうち建てた」と指摘している。

第二に、ヘーゲルは、ピューリタン革命に言及するさいに——グリースハイム・ノート第二七〇節と同様に——「ミュンスター再洗礼派王国」を次のように引きあいに出している。

「国王はただ神に対してのみ（すなわち聴罪司祭に対してのみ）釈明する責任があるとする絶対権の主張に対して、ファナティックになった人民は立ちあがり、外面的なカトリック教に対抗して、ピューリタニズムのかたちで内面性の頂点に達した。この内面性の頂点は、傾いて客観的な世界に転ぶと、一方ではファナティックに高揚し、他方では笑うべきものとして現象した。このファナティストたちは、ミュンスターのファナティストと同様に、直接的に敬神の念で、国家を統治しようとし、また、兵士たちも、同様に、ファナティックになり、戦場で折りを捧げながらみずからの任務を闘い抜かなければならなかった。」²¹⁾（傍点はカール・ヘーゲル版で追加されたテキストを示す。）

ところで、この「歴史の哲学講義」は、当初ガンスが一八三七年に編集・出版したものと、一八四〇年にカール・ヘーゲルがこれを訂正・出版したものとがあり、部分においては相当な違いがある。先に掲げた第一の例については、ガンスとカール・ヘーゲルが同様の記述をしているが、第二の例については、引用で示したように、カール・ヘーゲルによって「ミュンスターのファナティスト」への言及が追加された。⁽²⁶⁾

このうちぜひとも注目したいのは、第二の例における取り扱いの違いである。カール・ヘーゲルは、「ミュンスター再洗礼派王国」とピュリタン革命とがファナティズムにおいて似たものをもつことを指摘するかたちで編集するわけだが、ガンスは、そうしていないのである。これは、依拠するノートによって生じたことなのか、あるいはそれぞれの編集者の個性によって取捨された結果であるのか、それともつばら記憶の程度によるものなのか、我々は知る由もない。⁽²⁷⁾

しかし、ガンスが『法の哲学』の第五節補遺を作成するさいにグリースハイム・ノートにある「ミュンスター」への言及を省いている事実には照らして考えると、ガンスが「歴史の哲学講義」でこれと同様の措置をしていることには、なんらかの意図を感じざるをえない。ヘーゲルが講義で一貫して含意していることを、ガンスは一貫して隠蔽しようとしている、と思わざるをえないからである。⁽²⁸⁾

このさい、改宗ユダヤ人であるガンスの宗教信条やその共和主義的な政治信条に立ち入ってガンスの姿勢を問うことは、本論の目的をはるかに越えている。⁽²⁹⁾ ただ、少なくとも、ガンス編集のテキストでは——「法の哲学講義」でも「歴史の哲学講義」でも——再洗礼派が宗教的ファナティズムとして理解されないかたちになっているという事実がある。

どうしてそのように一貫するのか？

これはあくまで一つの推測にすぎないが、ガンスは、政治革命がつねに宗教的ファナティズムと結合していることを十分に理解していたがために、とくに民衆を動員する力がある宗教的ファナティズムを表立って批判することを差し控える、という政治的配慮を働かせた、ということがありはしないか。

この推測の当否はともかく、少なくとも、講義録の編集をめぐるガンスの取り扱いは、結果的にいって、ヨーロッパにおける政治と宗教が抱える同根の問題——つまり意志の「無規定」としての自由への固執——を読者がつかみ損ねるものにしてしまっていることだけは、確かだと思われる。

五 韜晦と隠喩としてのインド

しかし、元を糺せば、それはヘーゲルがしたことなのである。

ヘーゲルは、『法の哲学』において、第二七〇節への自註でこ

そ再洗礼派に言及してはいるものの、これを宗教的フアナティズムとして公然と指弾しているわけではない。そうである以上、師匠に忠実なガンズは、ヘーゲルが口頭でのみ伝えようと決意したことをあえて印刷公表するまでもない、と判断したとしても、それは咎められるべきことではないだろう。ガンズは、ヘーゲルの考えの機微を十分に弁えていたのである。むしろ、息子は要らぬことをしてくれた、ということになるのかもしれない。

だとすると、ヘーゲルは、我々が文章の流れでまさに自然に理解する内容こそを伝えんと狙ったのではないか？ すなわち、理論的に宗教的なフアナティズムとしてインドが指摘されているのだから、実践的に政治的・宗教的なフアナティズムも、インドのことが指摘されているのではないかと。(政治的フアナティズムがフランス革命のことであるとは、明示的にはガンズの「補遺」をもってはじめて知ることである。) これは、インド批判によっては少なくともヨーロッパのだけれども傷つきはしないのだから、これにとどめておいて、あとは「もって知るべし」と決め込む韜晦である。

したがって、「インド」の「宗教」は、ヨーロッパで実際に生じている政治的・宗教的フアナティズムの隠喩なのである。この意味で、まさに「インド人がフランス革命をする」のであった。

註

(1) 使用するテキストは、次の通り。G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 7, Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundriss. Mit Hegels eigenhändigen Notizen und dem mündlichen Zusätzen. Auf der Grundlage der *Werke* von 1832—1845 neu edierte Ausgabe. Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel. Theorie Werkausgabe. Suhrkamp, Frankfurt am Main 1970. 邦訳は、おもに次のものを利用し、引用にさいしては、原文に照らして適宜改変した。ヘーゲル「法の哲学」藤野渉・赤沢正敏訳、『世界の名著 四四 ヘーゲル』、中央公論社、一九七八年。引用・参照箇所は、節数等(必要に応じて邦訳頁数もしくはアズーアカンプ社版頁数)を本文中に示す。

(2) ドラテも同様の指摘をする。 Cf. G. W. F. Hegel, *Principes de la philosophie du Droit, ou Droit naturel et science de l'État en abrégé*, texte présenté, traduit et annoté par Robert Derathé, seconde édition revue et augmentée, deuxième tirage, Paris 1986, p. 74.

(3) 高峯「愚」上妻精らも同様。ヘーゲル『法の哲学 自然法と国家学』高峯一愚訳、論創社、一九八三年、二九六頁参照。ヘーゲル『法の哲学』上妻精・佐藤康邦・山田忠彰訳、岩波書店、二〇〇〇年、二六五頁参照。

(4) 上妻精ほかは、「ジャコバン主義」とする。上妻精・小林靖昌・高柳良治『ヘーゲル法の哲学』、有斐閣新書、一九八〇年、六四頁参照。

(5) 加藤尚武『ヘーゲル「法」哲学』、青土社、一九九三年、三四頁。

(6) インドでは、「社会的秩序」が「自然的」であるから、そもそも「社会的秩序」なるものはない、と強弁すれば、「社会的秩序」は、すでにして「粉砕」されているという理屈になるのかもしれないが。

- (7) ヘーゲルは、一八二二・二三年の「世界史の哲学講義」で次のようにいう。「諸個体の区別と配分は、いかなる国でももろもろの普遍的な業務が必要である。インドでは、この区別と配分が一定の仕方で見られる。すなわち、インド人の場合、概念のこれらの規定態が自然的な区別に、ごまみ生まれの区別にさる。」Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Vorlesungen Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte* (Abgek. VANM), Bd. 12, Vorlesungen über die Philosophie der Weltgeschichte, Berlin 1822/1823, Nachschriften von K. G. J. v. Griesheim, H. G. Hotho und F. C. H. V. v. Kehler, Hrsg. v. K. H. Ilting, et al., Hamburg 1996, S. 175. ヘーゲル「一八二二・二三年『世界史哲学講義』抄訳註」『ヘーゲルとオリエント——ヘーゲル世界史哲学にオリエント世界像を結ばせた文化接触資料とその世界像の反歴史性——(科学研究費補助金基盤研究(B)) 課題番号二二二二〇〇〇八研究成果報告書」, 二〇二二年, 五五六頁。
- (8) VANM, Bd. 1, Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18, mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachschriften von P. Wannemann, Hrsg. v. C. Becker, et al., Hamburg 1983, S. 239. G. W. F. ヘーゲル『自然法と国家学講義——ハイデルベルク大学一八一七・一八年』高柳良治監訳, 政法大学出版局, 二〇〇七年, 二八一頁。
- (9) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Werke*, Vollständige Ausgabe durch einen Verein von Freunden des Verewigten, Bd. 8, Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, Hrsg. v. Dr. Eduard Gans, Berlin 1833 (Google), 39f.
- (10) 「意志のこのエレメントのうち、私があらゆるものから自分を解放し、すべての目的を放棄し、いっさいを捨象しうる、(と)い(う)る」とこの実質がある。」(§5 Zulu)
- (11) Vgl. Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Bd. 3, Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsschrift von H. G. Hotho 1822/23 (abgek. Hotho); Bd. 4, Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsschrift K. G. v. Griesheims 1824/25 (abgek. Griesheim), etc., Stuttgart-Bad Cannstatt 1974, なお、ホトリー・ノートについては、手稿そのものに依拠した邦訳が次のように出されている。「ヘーゲル教授殿の講義による法の哲学 I・II 『法の哲学』第五回講義録——一八二二／二三冬学期、ベルリン——H. G. ホトリー手稿」(阪南大学翻訳叢書一九・二〇) 尼寺義弘訳、晃洋書房, 二〇〇五年, 二〇〇八年。グリースハイム・ノートについては、イルティンクの翻刻に依拠していることを明示した邦訳が次のように出されている。G. W. F. ヘーゲル『法哲学講義』長谷川宏訳、作品社、二〇〇〇年。
- (12) Vgl. Hotho, S. 111—115.
- (13) Vgl. Hotho, S. 113f.
- (14) これは、イルティンクの指摘にないものである。
- (15) 長谷川は、原文の「*im Münster*」を「大聖堂は」と訳す。長谷川訳、前掲書、四一頁参照。ただし、誤訳であろう。
- (16) Vgl. Griesheim, S. 113—115.
- (17) 三浦和男らは、このファンナティズムに関し、「二五八節補註および二七〇節脚註を見よ」として、それらを参照するように求めている。G. W. F. ヘーゲル『法権利の哲学——あるいは自然的法権利および国家学の基本スケッチ』三浦和男・樽井正義・永井健晴・浅見昇吾訳、未知谷、一九九一年、一三九頁以下参照。この参照指示は、第二五八節註解でいわ

れる「抽象」第二七〇節註解でいわれる「狂信（フアナティズム）への参照だと思われる。同書 四一七頁 四三六頁以下参照。

(18) *Griesheim*, S. 648.

(19) 「地の穏やかな人々 (die Stillen im Lande)」は、「詩編」第三五編第二〇節に由来し、狂信者集団を呼ぶふいふの慇懃なイロニーとして用いられたと思われる。Vgl. F. C. Dahmann, *Zwei Revolutionen*, Bd. I, *Geschichte der englischen Revolution*, 6. Aufl., Leipzig 1853 (Google), S. 186. 下の箇所で、クロムウェルは「Die Stillen im Lande」が「die Fanatiker」であると知っており、彼らに対して神事のために決起を促す演説を行った、と紹介されている。大西晴樹の研究によると、ビュリータン革命期のビュリータン正統派神学者バクスターやスコットランド長老主義神学者ペイリーの証言は、「革命期の議会軍のなかに、独立派や「再洗礼派」「anabaptists」と呼ばれたバプテスト派などの諸セクトが根をおろし、そこから「反律法主義」「antimonianism」という対決すべき異端神学がわきあがっていることを示している」。大西晴樹「反律法主義者の霊的千年王国論——軍隊とレヴェラース・シーカース・セクト——」、田村秀夫編『イギリス革命と千年王国』、同文館、一九九〇年、一一五頁。なお、「die Stillen im Lande」の「真正な像」を定式化した試みとして、カスパール・ヤコブ・フート（一七一一年—一七六〇没。エルランゲン大学聖書学正教授）の説教があり、そこでは次のようにいわれる。「地の穏やかな人びと」は、信仰において神のみ前で穏やかな人びとであり、その職業の仕事において自分自身のもっとで穏やかな人びとであり、隣人とのつきあいにおいて他人に対し穏やかな人びとである。」Johann Georg Kraft, *Gesammelte Feiertags-Predigten, worinnen die Marien-Apostel- und andere geringere Feiertage enthalten sind; oder der Huthischen Sonn- und Festtags-Predigten*, Dritter und

letzter Theil, Schwabach 1771 (Google), S. 133. 十九世紀初頭において「die Stillen im Lande」をプロテスタント諸セクトの総称としている例が⁴²。Vgl. S. H. [sc. Hohenhausen und Hochhaus, Sylvester Joseph von], *Deutschlands Wohlfahrt, Eine Schrift für gegenwärtigen Zeitpunkt*, 1804 (Google), S. 294. 下の文は、ヘルンフート派、クエーカー派、再洗礼派を「Die Stillen im Lande」としてまとめている。長谷川は、当該箇所を「田舎の隠者生活」と訳す。長谷川訳、前掲書、五一五頁参照。ただし、誤訳である。

(20) *Griesheim*, S. 649.

(21) 倉塚平「訳者あとがき」、マイスター・ハインリヒ・グレシユベック『千年王国の惨劇——シユンスター再洗礼派王国日撃録』C・A・コルネリウス編、倉塚平訳、平凡社、二〇〇二年、三〇三頁。本書は、ヘーゲルの『法の哲学』研究にとつて必読の書であると思われる。なお、長谷川宏は、原文の「Die Wiedertäufer verjagten in Münster den Bischof」を「再洗礼派の大聖堂では司教を追放して」と訳す。ヘーゲル『歴史哲学講義』(一)長谷川宏訳、岩波文庫、一九九四年、三一八頁参照。ただし、誤訳であろう。ちなみに、カール・ヘーゲルによるノートに同文がある。Vgl. „Anhang 3 Nachschrift Karl Hegel“, in: Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Die Philosophie der Geschichte, Vorlesungsmitschrift Heimmann (Winter 1830/1831)* (abgek. Heimmann), Hrsg. v. K. Vieweg, München 2005, S. 219.

(22) 前掲箇所。

(23) G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*, Bd. 12, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, Frankfurt am Main 1970, S. 499. 『クーネル全集』一〇〇「改訳 歴史哲学」下巻、武市健人訳、岩波書店、一九五四年、

二七五頁参照。

(24) A. a. O., S. 516. 武市訳、前掲書、二九六頁参照。なお、武市は、「ミュンスターのファンナティスト (die in Münster)」を「僧院の狂信者」と訳す。また、長谷川は、「大聖堂の信者たち」と訳す。長谷川訳、前掲書、三四二頁参照。ただし、いずれも誤訳であろう。なお、一八二二・二三年の「世界史の哲学講義」には、「ミュンスター再洗礼派王国」への言及はない。

(25) Vgl. Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Werke*, Vollständige Ausgabe durch einen Verein von Freunden des Verewigten, Bd. 9, Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte, Hrsg. v. D. Eduard Gans, Berlin 1837 (Google, Abgek. Gans), S. 420. Vgl. Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, Hrsg. v. D. Eduard Gans, Zweite Auflage besorgt von Dr. Karl Hegel, Berlin 1840 (Google, Abgek. *KarHegel*), S. 504.

(26) Vgl. Gans, S. 433. Vgl. *KarHegel*, S. 522f.

(27) なお、カール・ヘーゲルによる追加は、みずからのノートにかならずしも忠実ではない。とくに、セブには、「ミュンスター」への言及がない。Vgl. „Anhang 4 Nachschrift Karl Hegel (28. 3. bis 1. 4. 1831)“, in: *Heinmann*, S. 223. マッカーシジエタのノートに於て、これはなく。Vgl. „Anhang 5 Nachschrift Ackerschjæek (Vorlesungen 28. 3. bis 1. 4. 1831)“, in: *Heinmann*, S. 214. カール・ヘーゲルは、ほかのノートによつてか、みずからの記憶ないしステレオタイプによつてかして、テキストのように補足した可能性がある。

(28) 前註と関連して、カール・ヘーゲルの補足にかかわって、「世界史の哲学」の講義諸ノートに「ミュンスター」への言及がないとすると、ガンスのよくな処置は、むしろ自然で適切だともいえる。このさい、カール・ヘーゲ

ルの証言をどう評価するかが問題となるであろう。

(29) 本邦におけるガンス研究として次のものを参照。川崎修敬『エドゥアルト・ガンスとドイツ精神史——ヘーゲルとハイネのはざままで』、風行社、二〇〇七年。